

京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車用ヘルメットの購入に要する経費の一部を補助する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の事故被害を軽減させるとともに、当該補助事業を通じた啓発等も含め、自転車用ヘルメットの着用を検討している自転車利用者の行動変容を促すことで市民の交通安全意識を高め、自転車の安心・安全な利用環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 補助券 補助金交付の申請があった者のうち、本市が補助金交付の決定をした者に交付する書面をいう。
- (2) 事業協力店 市内においてヘルメットを販売する事業者（電子販売取引業を除く。）のうち市長に対し本事業への協力の申出を行い、市に登録された者をいう。
- (3) 特定取引 補助券を事業協力店に交付して行うヘルメットの購入をいう。
- (4) ヘルメット 自転車に乗車するときに着用するヘルメットで、以下のアからカまでに定めるいずれかの安全基準を満たすものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078）
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク（CPSC1203）
 - カ アからオまでに類する認証を受けたもので、市長が認めるもの

(補助事業及び補助金の交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、市民の事業協力店におけるヘルメットの購入であり、補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

なお、補助金の交付は、補助対象者である市民一人につき、1回を限度とする。

(1) 申請日及びヘルメット購入日において市内に住所を有し、申請年度に16歳以上となる者（18歳未満の者については保護者の同意がある者に限る。）

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 本市が指定した自転車安全教室に参加し、自転車のルール・マナーやヘルメットの正しい着用方法等を学んだ者

イ 事業協力店で自転車のルール・マナーやヘルメットの正しい着用方法を学ぶ意志がある者

(3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ヘルメット1個につき2,000円とする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、補助対象者が京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（第1号様式）又は京都市の設ける京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申込フォームに必要な事項を記入して市長に申請する。

2 補助金の申請は、市長が定める1募集期間につき、補助対象者一人当たり1申請に限る。

3 第1項の規定による申請の受付は、先着順とし、市長は、申請された補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、募集期間内であっても申請の受付を停止することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、条例第10条の規定に基づき、前条第1項の申請内容を精査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、当該申請者に通知する。

2 前条第3項の規定により、申請の受付を停止したときは、停止した日（以下「受付停止日」という。）に受け付けた申請（郵送でなされた申請にあっては、受付停止日の消印がある申請）については、抽選を行い、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

3 前項の抽選により交付決定がされなかった申請及び受付停止日の翌日以降の消印がある郵送でなされた申請については、補助金の不交付を決定する。

4 市長は、条例第12条の規定に基づき、補助金の交付を決定した申請者（以下「被交付決定者」という。）には交付決定通知書兼交付額決定通知書及び補助券が一体となった書面（以下「通知書」という。第2号様式）により通知し、補助金の不交付を決定した申請者には不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

5 市長は、補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(標準処理期間)

第8条 市長は、条例第9条による申請の申込期間が満了してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(事業協力店の登録)

第9条 事業協力店の登録をしようとする事業者は、京都市自転車用ヘルメット購入補助制度事業協力店登録申込書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長が適当と認めた場合は、事業協力店として登録する。

(事業協力店の責務)

第10条 事業協力店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引を拒まないこと。

(2) 第4条第1項第2号イに該当する被交付決定者に対し、自転車のルール・マナー及びヘルメットの正しい着用方法を説明すること。

(3) 市長が定める事務取扱要領等に従うこと。

(4) その他この要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

(5) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある行為をしないこと。

2 市長は、事業協力店が前項各号に規定する事項に反する行為をした場合は、当該事業協力店の登録を取り消すことができる。

(補助券の使用等)

第11条 被交付決定者は、事業協力店に通知書を提出し、第4条第1項第2号イに該当する被交付決定者にあつては、事業協力店から自転車のルール・マナー及びヘルメットの正しい着用方法の説明を聞いたうえで、販売価格（税込み）2,000円を超えるヘルメット（新品に限る）を、販売額から補助額分の金額を控除した額を支払い、購入する。

2 前項の規定によりヘルメットを販売した事業協力店は、被交付決定者から、通知書のうち補助券部分を切り取って受領し、当該補助金受領に関する一切の権利の委任を受けるとともに、通知書の残る部分を被交付決定者に手交する。

(補助金の請求)

第12条 事業協力店は、補助券の受領により、被交付決定者から補助金に関する請求及び受領の委任を受け、市長に補助金の請求を行うものとする。

2 前項の請求は、補助券、京都市自転車用ヘルメット販売報告書（第5号様式）及び請求書（京都市請求書標準様式）、その他市長が必要と認める書類等を添えて行う。

3 第1項に規定する請求は、1月ごとに取りまとめ、翌月15日までに行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条第1項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、当該事業協力店が被交付決定者から委任を受けていることを確認したうえで、適当と認めた場合は、補助金の交付額を決定して事業協力店に対し補助金を交付するものとする。

2 前項の交付額決定をもって、被交付決定者に対する交付額決定通知の効力が生じるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、被交付決定者又は事業協力店が偽りその他不正な手段により、この要綱による補助又は補助金に相当する金額の支払を受けたときは、それらの全部又は一部を返還させることができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年7月31日から施行する。

(準備行為)

3 この事業の実施に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼委任状

(申請日) 令和 年 月 日

(あて先) 京都市長

私は下記の事項を確認、誓約し、京都市自転車用ヘルメット購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付を申請します。

なお、交付決定を受けた際には、私は市長が指定する事業協力店でヘルメットを購入し、当該事業協力店に補助金受領に関する一切の権利を委任します。

※下記事項に同意する場合は□欄にチェックしてください。全ての□にチェックがない場合は申請できません

- ☐ 過去に京都市自転車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けていません。
- ☐ 申請日及びヘルメット購入日時時点で京都市に住所を有しています。
- ☐ 本事業で学んだ自転車ルールを遵守し、自転車の安全利用に努めます。
- ☐ 自転車を利用する時は、本事業で購入するヘルメットを着用します。
- ☐ 補助券及び補助券を使用して購入するヘルメットの譲渡・転売はしません。
- ☐ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- ☐ 申請内容に虚偽があった場合や重複して交付を受けた場合等、交付要件に該当しないと判明した場合は、京都市から交付を受けた補助金を返還します。

申請者記入欄

ふりがな	
申請者氏名	
生年月日	
住所	京都市
電話番号	
メールアドレス	@
※申請者が18歳未満の場合のみ、保護者の同意を得たうえで以下の欄にも記入	
ふりがな	
保護者氏名	

※補助金の事務処理のために取り扱う個人情報について、当該目的以外に利用しません。

(第2号様式)

〒〇〇〇-〇〇〇〇
京都府京都市…

建自第 号

〇〇 〇〇様

【補助券番号： ● 】
令和7年●月●日

自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼交付額決定通知書

京都市建設局自転車政策推進室
(担当：〇〇 075-222-3565)

申請のありました京都市自転車用ヘルメット購入費補助金につきまして、交付することを決定しましたので通知します。

本市が指定する事業協力店でこの用紙を提示していただきますと、補助券と引き換えに交付予定額である2,000円を差し引いた金額で安全基準(裏面参照)を満たした自転車用ヘルメットを購入していただけます。

補助金交付額：2,000円(交付額決定後有効)

※事前切取りの場合、券無効(店舗の方が切り取ってください。)

京都市自転車用ヘルメット購入 補助券(兼実績報告書)(補助券No.●●)

補助額 2,000円

【有効期限】令和●年●月●日(●)まで

<補助金交付の条件>

- ・有効期限内のみ有効、期限を超過すると補助金交付の対象外になります。
- ・補助券使用には本人確認が必要です。購入時に本人確認書類を持参してください。
- ・京都市内の事業協力店でのみご利用できます。(裏面参照)
- ・紛失、汚損等による再発行はできません。
- ・コピーして利用はできません。本市から送付した原本のみ有効です。
- ・すでに切り取られた補助券は使用できません。

割印

<店舗記載欄>令和 年 月 日 (□欄にチェックしてください。)

- ☐ 補助券を使用する者が被交付決定者本人であることを確認した。
- ☐ 自転車のルール・マナー及びヘルメットの正しい着用方法の説明を実施した。

店舗受領印

(第3号様式)

〒〇〇〇 - 〇〇〇〇

京都府京都市…

建自第 号

〇〇 〇〇様

令和〇年〇月〇日

自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

京都市建設局自転車政策推進室

(担当: 〇〇 075-222-3565)

申請のありました京都市自転車用ヘルメット購入費補助金につきましては、
交付しないことを決定しましたので通知します。

<不交付の理由>

京都市自転車用ヘルメット購入費補助事業に対して、適当と認められる申請
の数が予算の範囲を超えましたので、京都市自転車用ヘルメット購入費補助金
交付要綱に基づき抽選させていただいた結果、誠に残念ですが落選となりまし
た。

このたびは、本補助事業に申請いただきありがとうございました。すべての申
請者に交付できない状況になり申し訳ございません。今後、同様の補助事業を実
施させていただく際には、改めて周知させていただきますので、今後ともどうぞ
よろしくお願いいたします。

なお、京都市自転車用ヘルメット購入費補助事業は、サイクルセンター（大宮
交通公園内（北区大宮西脇台町 17-1））で実施している自転車安全教室（教室
のうち、本市が指定したものに限る。）に参加いただいた方も対象となりますの
で、参加を御検討ください。

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市
長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌
日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市
長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方
裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市
長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場
合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、
処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

(第4号様式)

京都市自転車用ヘルメット購入補助制度 事業協力店登録申込書

令和 年 月 日

(あて先) 京都市長

〒
住所
氏名(法人名)
代表者名

京都市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、本事業趣旨及び事業協力店の役割等を了知したうえで事業協力店の登録を申し込みます。申込みに当たり、要綱及び事務取扱要領の内容を理解し、下記の内容について誓約します。

- ・ 補助金交付の決定を受けた者(以下「被交付決定者」という。)にヘルメットを販売する際に、自転車のルール・マナーやヘルメットの正しい着用方法等を指導・伝達します。
- ・ 来店者が被交付決定者であることを本人確認書類により確認し、要綱に定められた安全基準や金額等の条件を満たすヘルメットを販売します。
- ・ ヘルメット販売時、第2号様式のうち補助券のみを切り取って受領し、残った部分を被交付決定者に手交します。
- ・ 被交付決定者から補助券の提出を受けることにより、当該補助金受領に関する一切の権利の委任を受けた者として京都市に補助金請求を行います。
- ・ 補助金の受領後に不正が発覚した場合は、補助金を返還します。
- ・ 暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当せず、将来においても該当しません。
- ・ 補助金の事務処理のために取扱う個人情報について、当該目的以外に利用しません。

販売場所

販売店名				
住所				
電話		FAX		
メールアドレス	@		担当者	

- ※ 販売店名、住所、電話番号は、本市ホームページに掲載します。
- ※ 電話番号は必ずご記入ください。
- ※ 販売場所が複数ある場合は本申込書を販売店分提出するか、1枚の申込書に別紙資料として販売店名、住所、電話・FAX番号を明記した一覧表(書式自由)を添付して提出してください。

京都市自転車用ヘルメット販売報告書（令和 年 月分）

販売店名		※店舗名までお書きください。			
	補助券番号	ヘルメット名称（メーカー）	販売価格（税込）	安全規格	販売日
例	500	CANVAS-URBAN（OGK KABUTO）	7,040	SG JCF CE・GS CPSC	11月3日
1				SG・JCF CE・GS CPSC	
2				SG・JCF CE・GS CPSC	
3				SG・JCF CE・GS CPSC	
4				SG・JCF CE・GS CPSC	
5				SG・JCF CE・GS CPSC	
6				SG・JCF CE・GS CPSC	
7				SG・JCF CE・GS CPSC	
8				SG・JCF CE・GS CPSC	
9				SG・JCF CE・GS CPSC	
10				SG・JCF CE・GS CPSC	

※事業協力店が記入してください。（販売価格は補助金相当額（2千円）を含む額を記入）
※欄が足りない場合は表の追加やコピー等でご対応ください。